

# 福島県地域づくり交流会・誇れる集落発信業務委託 公募型プロポーザル募集要領

令和5年8月9日

福島県（以下「県」という。）が実施する「福島県地域づくり交流会・誇れる集落発信業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定にあたり、当公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき公募型プロポーザルを実施する。

## 1 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

福島県地域づくり交流会・誇れる集落発信業務

### (2) 委託業務概要

「大学生と集落の協働による地域活性化事業」の活動光景やフィールド集落の紹介映像を製作するとともに、地域づくり交流会（活動報告交流会）の運営を行う。

### (3) 業務仕様

別紙「福島県地域づくり交流会・誇れる集落発信業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」とする。）のとおり

### (4) 委託期間

委託契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

## 2 見積限度額

金6,641,800円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 スケジュール

項目	日程
募集公示	令和5年8月9日（水）
質問書の提出期限	令和5年8月23日（水）午後5時
参加申込書の提出期限	令和5年9月1日（金）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和5年9月6日（水）午後5時
審査結果の通知及び契約締結	令和5年9月中旬以降

## 4 プロポーザル参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に扱う。

- (1) 本業務委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できる者であること。
- (2) 県との連絡調整や打合せを適時に行える体制を整えることができる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (4) 本募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 県税を滞納している者でないこと。
- (9) 消費税または地方消費税を滞納している者ではないこと。
- (10) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

## 5 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第1号様式）を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和5年8月23日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

地域振興課へ電子メール又はFAXにより提出すること。電子メールの件名は「【質問】福島県地域づくり交流会・誇れる集落発信業務」とし、電子メール及びFAXともに電話により送付した旨を当課に連絡すること。

なお、電話による質問は受付しない。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、随時、地域振興課ホームページに掲載し、質問者名は公表しない。

## 6 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書（第2号様式）を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和5年9月1日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

地域振興課へ電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。

※ 電子メール又はFAXにより提出した場合は、電話により送付した旨を当課に連絡すること。

※ 持参の場合は県庁開庁日の午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は提出期限までに当課に到達するよう送付すること。

(3) その他

参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

## 7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書（第2号様式）の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和5年9月6日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

地域振興課へ郵送又は持参により提出すること。

※ 持参の場合は県庁開庁日の午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は提出期限までに当課に到達するよう送付すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書 A4判15頁以内（表紙、目次を除く）

※ 表紙には「福島県地域づくり交流会・誇れる集落発信業務委託提案書」と記載し、社名を記載すること。

※ 仕様書（案）の内容及び下記9（2）の審査基準を踏まえ、応募者としてのアピールポイントも明記すること。

イ 見積書（任意様式、A4判）

※ 見積の総額及び内訳について記載し、代表者印を押印すること。

ウ 事業者概要書（第3号様式）

エ 業務実施体制書（第4号様式）

オ 担当者経歴書（第5号様式）

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第6号様式）

(4) 提出部数

正本1部、副本4部

## 8 企画提案書等の作成に当たっての留意事項

(1) 本プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

(2) 企画提案書は、仕様書「2 委託業務の内容」に掲げる各業務の実施方法について、業務ごとに具体的に提案すること。

(3) 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

(4) 提案の実現可能性を確認するため、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出やヒアリングを求めることがある。

(5) 企画提案書等は参加届出書提出者1者につき1提案のみとし、提出後の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

## 9 審査及び結果の通知

### (1) 審査方法

提出された企画提案書等の**書面審査**を行い、委託候補者を選定する。(プレゼンテーションは実施しない。)

### (2) 審査基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
1 事業目的の理解度・企画全体	・事業目的を十分に理解した提案となっているか。	10
2 業務遂行能力	・業務全体の統制や人員配置、連絡体制等を含め、企画内容を実施する体制等が適切か。	15
3 スケジュール	・現実的で適切な実施スケジュールが設定されているか。	10
4 集落紹介及び現地活動の映像製作	・活動報告会での活用や視聴者を意識した魅力的な提案となっているか。	20
5 地域づくり交流会	・活動報告会は作成映像を効果的に活用するものとなっているか。 ・交流会は参加者の交流が効果的に図れるものとなっているか。	40
6 経費	・企画内容に対して適切な見積額であるか。	5
合 計		100

### (3) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、本プロポーザルの参加者全員に書面により通知する。

イ 選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。また、県は、選定されなかった理由の説明を求める書面の到達後、速やかに書面により回答するものとする。

なお、電話や電子メール、FAXによる質問、問合せ等は受け付けない。

ウ 審査結果は、以下の内容を地域振興課のホームページに掲載する。

- ① 委託候補者名及び総得点
- ② ①以外の参加者の総得点

## 10 契約の締結

(1) 県は審査委員会により選定された委託候補者と協議し、仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様は提案内容のとおり反映されない場合がある。

また、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

- (2) 契約金額は、協議により確定した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定する。  
なお、見積額は見積限度額を超えないものとする。
- (3) 委託候補者と県との間で協議が整わない場合又は委託候補者が契約を辞退した場合、審査結果において総合評価が次点であった者と協議の上、契約を締結する。

## 11 留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 失格事項  
次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となることがある。
  - ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
  - イ 提出書類に不備があった場合
  - ウ 本募集要領で示す条件に違反した場合
  - エ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
  - オ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合

## 12 担当課（問合せ先・提出先）

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）  
福島県企画調整部地域振興課 担当：菊地  
電話 024-521-7114 FAX 024-521-7912  
E-mail tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp